

時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百一十一號
明治三十三年十月十八日 土曜日
舊曆庚戌九月四日 (壬申)

西曆一千八百九十年

三船乗組遭難者弔慰金

三船乗組遭難者弔慰金。昨、武藏丸船乗組員九布引丸の三船は航海中、去月十七日の暴風雨に遭ひ、何れも船長始め乗組員殆んど死没し、僅に生存せるもの武藏丸に一名、頼信丸に七名、布引丸に十名のみ生存者あり、雖も傷病疾病に悩むもの甚だ多し、實に海上稀有の災難にして、其惨状は當時の時事新聞に詳なり、今度日本海員救済會に於ては、太く遭難者の不幸を憐れ、死者の弔慰金に遺族の救済生存者の慰養の爲り、廣く世人の義金を募集するに就き、本社に於ても此不幸の出来事と坐視するに忍びず、世間慈善者の爲り、義金取集めの勞を取るべし、日本海運業擴張の大切なる今日に當り、世人が此業に倒れたるものを哀悼救済するの深きは、此道の獎勵に關する事案から、世の慈善者諸君左の規定に従ひ、義金を本社に送付あらんと切望に堪へず。

時事新報社

義金は一口十圓以上とす
一募集したる義金は取纏めて日本海員救済會に送り同會に其處分を托す可し
一本社に送したる義金は翌日の紙上に其金額并に義捐者の姓名を掲げ之を以て受取の證とす
一義金申込は本月二十日迄を限る

時事新報

地方官制改正論 其一

從來府縣の知事には勅任のものあり、委任のものありて、其官制は一定せざりしに、今度の新官制にては、幾ら少補任を定めたり、同じく府縣の知事に於て、而も其職權も同一なるに、獨り官等のみを異にするは、理に於て解す可らざるが故に、之を一定したるは、誠に適當の改正也、然るも是は此改正の基、其事實に於ては、他は理由あり、云ふは外ならず、帝國議會の開設に付ては、過般各府縣下に農工商の多額納稅者中より互選を以て、貴族院議員に出身したる者あり、其人々は何れも地方屈指の富豪家に於ては、資産富み、天晴の紳士、たゞも社會年來の習慣として、民間の者は如何なる富豪家にては、官に對すれば、顔色なく、是種の人々が府縣の知事に於けるは、即ち百姓町人の殿様に於けるものにして、尊卑懸隔の舊觀を失はば、然るに今度の百姓町人等が貴族院議員に撰ばれたる貴族院の議員は、取も直さず勅任の身分にして、從來の地位に在りし知事は却て委任のものあり、と云ふ、事の釣合を缺くに似たり、官紳民衆の弊習は、我輩の排斥して、措かざる所なれども、社會の事は總て釣合を要するものにして、知事が嚴格を執りて、他を百姓町人視するは、固より不可なれども、其百姓町人視せられたるものが、俄に知事の上席に就き、衆人廣座の中に於て、暗に其地位を損せしむるが如き、決して事の妙と稱す可らざる如何なれば、交際上の榮辱は、間接に職務上にも影響して、其結果の面白からざるものあれば、なり左れば、我輩は此一端を先に見ても、知事の官制を一定して、勅任と爲し、

其二

改正地方官制に府縣參事官二人を置きたるは、誠に至當の處置にして、我輩の贊成を表する所なり、然れども、其年俸に差等を設け、且つ特別任用令を定めたるは、如何なる無意に出でたりや、解す可らず、或は云ふ二人の中一人は舊經驗に富みたるものを任じ、一人は新學識に長じたるものを用ふるの本旨にして、特別任用令を定めたるも、事ら舊經驗者を登用するの便に供したるものなり、是れ又自ら一説にして、注文の通り、新舊相調和し、長短相補翼し、以て參事の任を委すに於ては、其妙なれども、實際には果して此の如くなるを得べきや否や、經驗者は老功自ら喜びて、容易に人の言を容れず、新進者は活潑自ら用ひて、漫に人の下に屈するを欲せず、左なきに老壯相容れざる世の習ひなるに、若しも老功の經驗者を擧て、其上位に置くも、あらんか、活潑なる新進者は常に不平に堪へずして、其間の調和補翼は到底望む可らざるのみならず、却て事の滯滞不調滑を見るに至る可し、我輩の取らざる所なり、故に參事官をして、眞實その責を盡さしめんとするには、二人ともに新進の壯年者を取り、其官等の如きも、差異なくして互に切磋の效を致さしむるを期す可し、若し夫れ老功經驗の事に於ては、知事あり、書記官あり、之を新進の參事官に望む可きにあらざるなり。

其三

今回の地方官制にては、知事書記官以下の年俸を一定したり、所謂職務に依り俸を給するの制にして、其精神に於ては、固然たる所なし、雖も顧みれば、他の官吏は總て官等に依り給を受くるの例にして、幾年毎に昇進の恩典あるに、獨り地方官のみ其例外なるは、少しく釣合を失するもの、如し、今回の如き機會に際し、大に淘汰を行ふて、地方の面目を一新するは、我輩の希望する所なれども、其事既に終り、祖は其人を得たる上に、格別の理由もなきに、更迭の頗るなるは、決して好ましき事柄にあらず、左れば地方官は成る可く、其任期の永からん事を、顧はしければ、其其年月の間に、一回も増給の恩典に預るるを得ざるは、他の官吏社會一般の例として、氣の毒の情なきを得ず、因りて今後地方官に限り一種の特例を開き、例へば知事の更迭あるときは、書記官より其後任者を出し、書記官に欠員を生ずれば、參事官及び其他の地方高等官中に候補者を求むるものと、し、地方官中に於て更迭の道を開くときは、前述の如き不釣合を慎むのみならず、從來種々の情實より起る更迭沙汰を豫防し、地方行政改良の一端ともある可し、と我輩の竊に信する所なり。

官

報

○大藏省令第三十八號 金庫山崎校
○大藏省令第三十九號 其甲種所在地へ移送すルモノ等
○大藏省令第四十號 其乙種所在地へ移送すルモノ等
○大藏省令第四十一號 其丙種所在地へ移送すルモノ等
○大藏省令第四十二號 其丁種所在地へ移送すルモノ等
○大藏省令第四十三號 其戊種所在地へ移送すルモノ等
○大藏省令第四十四號 其己種所在地へ移送すルモノ等
○大藏省令第四十五號 其庚種所在地へ移送すルモノ等
○大藏省令第四十六號 其辛種所在地へ移送すルモノ等
○大藏省令第四十七號 其壬種所在地へ移送すルモノ等
○大藏省令第四十八號 其癸種所在地へ移送すルモノ等
○大藏省令第四十九號 其甲種所在地へ移送すルモノ等
○大藏省令第五十號 其乙種所在地へ移送すルモノ等

明治三十三年十月十六日
○渡信省令第二百一十一號
一三則一 等運轉手免狀
右ハ石川縣平民森岡久吉所有ノ運轉手免狀ハ本年七月一日
運轉手免狀ハ申出ニ於テハ、本縣運轉手免狀ハ依リ其所
在見附ノ者ハ速ニ運轉手免狀ハ申出ニ於テハ、本縣運轉手免狀ハ
明治三十三年十月十六日
選信大臣伯耆守西條實直

○巨樹保存案兩院を可決す 合衆國のカリフォルニア州シエラ山中の大木は米國偉觀の一と數へられて世に有名なるが近來利に趨りて伐採し盡さんとするものあり、左すれば偉觀の一を失ふのみならず、水源を涸すの恐れあるが爲めカリフォルニア州の議員は其山中の重要な部分若干エーカーを公園として保存するの建議案を、下院に提出したるに、首尾能く兩院を可決し、るが故に、遠からずして政府は其土地の賣買を禁ずるに至るべしとす。

○東京同盟銀行の決議 去る十五日東京銀行集會所に於て同盟銀行の集會を開き、第三十九(前橋)第四十一(館林)兩銀行支店同盟加入の諸否を議し、多數を以て同盟を承諾したるが更に日本銀行が從來各銀行より差入の割引手形に對し割引料受取書を一々差出し來りたるも、右は割引の手数を要するのみならず、又往々に雙方時間を空にするの不便あり、且つ其性質より云ふも、決して之に就て受取書を出すべきものにあらざるとして、歐米の實例をも示し申來りたるに付、之を會議に附したるに、就ても、極同感ありしが、元來右の割引手形亦を以て往復するものは、丁稚子付に限り居るゆゑ、何かの證なければ、實際如何あらんとの説もあり、結局此迄の如き正式を履たる受取書にあらざるも、單に掛員より差出したる決定書式を請受くるにと回答せんと云ふに決したりとす。

○諸院東京出張所の新設 歴朝天皇及び皇子女の御陵墓は山城大和地方に最も多きを以て諸院寮は京都に設置すべしとの内議もあり、遂に宮内省中に設け、京都には主殿寮出張所内に諸院寮を置き、其事務を取扱ひたるが、今度の之を獨立せしめ、諸院寮京都出張所を新設するものとしたりと云ふ。

○支那朝鮮兩國人に重税を課す 露領西比利亞の烏蘇里地方へ支那朝鮮兩國人が移住して、其數次第に増加するを憂へ露國政府は彼等に對して重税を課するものとす。一方には本國人の移住を獎勵するが爲め移住者へは若干の土地を與ふる旨布告したる由、去月八日露國報の報に見ゆ。

○三春會 在京の福嶋縣三春人は舊藩主秋田子爵が貴族院議員に河野廣中氏が衆議院議員に就れども、撰舉されたるを祝せんが爲め秋野親睦會を兼ねて、昨十七日神田開化樓に於て宴會を催せしよし。

○北海道の鐵業 是れも農商務省の直轄を離れて一切其管理等を北海道廳に委任し、ありしが、今度法律第八十七號を以て、鐵業條例を制定したるに、就ては、其實施は來る二十五年六月に在るものと、豫め心得無かるべからずとて、同廳より從前の委任は消滅すべきものなるやと伺出でしに、農商務省にては、右は何分の儀相違するまで從前の通りと心得べき旨を指令したるよし。

内外次一團位なりと府下魚鹽魚とも成るべく食用のにて間に合せ居りしに、たる折柄右大漁の爲め、僅得るより何れの魚屋も買

○上川の初霜 石狩國上チシケの山嶺に白雪を戴度下降して、攝氏一度二分示し、翌九日の朝には初霜れば九日遅かりしと。

○大磯の海水浴 東海道感買の季節には四方の浴客、高き時は危險にして、容濱なる伊東又兵衛氏發起の磯石を除き、周圍に鐵柵入浴し得る様にせんとす。

○日光山の紅葉 野州日開飛瀨の邊、深目紅葉なら、人の尋ねる事稀なりし、る爲め之を賞するの難客たる遊覽の時季を、終内せ、日前後に深出し、中禪寺湖、六日頃盛なるべく馬返、日前後最も見頃なるべし。

○中村庫の遺物 同座出國五字旗幟を定まり、一に玄界灘の海底、吹流めへり居れる色摺繪を配り、改まりたるよしなるが場すべし。

○京都四條南座の顔見せ 映物にて西京人の目を驚より、顔見せ演劇と興行の川十郎中村福助、坂東川八百藏、市川新藏、尾上尾上共、尾上榮之助、尾上中村芝翫、中村福助の父子、由今度は撰抜の俳優と云、一座に加はり、殊に菊五郎人の氣受好きは、必定に多しと云へり。

○産業時論 週日農商務特設氏は、本月下旬より、毎日を發行する由にて、目下其勢を多敷撰舉之弊附矯正策、本多數の意見を代表するの、界に普通なる撰舉法にて、議士を出し、他の少數の政、も出す能はざるものとあり、士に専有せらるるの弊、を改正し、少數は少數の代、全體の代表者たらしむ可、一疑問なり、此弊は即ち此、考の益を得るものと云、新撰舉法一名通俗撰舉法、回を發せり、通俗撰舉法の紹介